

舞 監 第 32 号
平成28年11月25日

舞鶴市議会議長 桐野 正明 様

舞鶴市監査委員 松田 弘幸

舞鶴市監査委員 岡本 成一

定期監査の結果及び措置状況について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、その結果を同条第9項の規定により下記のとおり提出し、措置状況について同条第12項の規定により併せて公表する。

記

- 1 監査の対象
平成27年度水道事業及び病院事業
- 2 監査の期間
平成28年6月1日から11月25日まで
- 3 監査の方法
提出された書類の調査及び関係職員から事情聴取を行うなど、通常の監査方法により実施した。
- 4 監査の結果
別紙のとおり

定期監査 結果報告書兼措置状況通知書

- ・監査対象 水道事業会計
- ・監査期間 平成28年6月1日～11月25日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
○起工伺について 設計額に応じた決裁区分になっていないものが散見されたので、事務決裁規程に基づき、適正に処理されたい。	適正な事務処理に努めます。
○契約書について 変更契約で工期を延期しておきながら、変更前の工期内に完成しているものがあるので、適切な工程管理に努められたい。	適切な工程管理を行うよう徹底します。
○随意契約について 契約額が5万円を超えているにも関わらず、1者見積りとした理由及び適用条項が記載されていないものがあるので、書面上で根拠を明らかにされたい。	1者見積りとした理由及び舞鶴市契約規則における適用条項を明記しました。今後、適正な事務処理に努めます。

- ・監査対象 病院事業会計
- ・監査期間 平成28年6月1日～11月25日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
○時間外勤務命令簿について 休日に勤務をする際、条例に定めがある休憩時間がとられていないものがあるので法令遵守を徹底されたい。	今後は適正に処理いたします。
○立替払いについて 研修会の参加費等、職員の立替払いが散見される。現金による支払いが必要な際は、資金前渡によるものとし、舞鶴市病院事業会計規程に基づいた処理をされたい。	原則、資金前渡払となるよう改善します。
○契約事務等について 30万円を超える契約にも関わらず予定価格調書が作成されていないものがある。市立舞鶴市民病院契約規程に基づき作成されたい。また、「契約の目的または性質により契約の相手方が特定される時」として1者見積りとしている随意契約や該当条項が示されずに1者見積りとしている契約	今後は複数者に見積りを依頼します。

があり、他者への発注も可能と思われるものがある。経済性及び公平公正性の観点から、2者以上のものから見積書を受領し、1者の場合はその理由を明確にされたい。